平成２６年（フ）第１２０８９号
神奈川県横浜市都筑区牛久保１丁目10―17―101
破産者　梶原　靖夫
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２３１１号
千葉県千葉市若葉区みつわ台５―17―２　第５みつわ台ハイツＭ―405、住民票上の住所　千葉県山武郡九十九里町真亀4780―５
破産者　能城ひとみ（旧姓角田）
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４３５号
千葉県野田市木間ケ瀬4771
破産者　中村　浩吉
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４３６号
千葉県野田市木間ケ瀬4771
破産者　中村　綾子
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２５６７号
神奈川県横浜市青葉区奈良町2913　奈良北団地５棟511
破産者　佐伯名生水
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６０４号
神奈川県相模原市中央区陽光台１丁目２―22―205
破産者　麻木　千穂
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６０６号
千葉県富里市根木名1047―10
破産者　半田　充子
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６１１号
神奈川県横浜市緑区白山３丁目16―14
破産者　倉園　博幸
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６１７号
千葉県流山市市野谷667―14　（新Ｂ40街区５）402
破産者　青野　崇晃
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６２０号
東京都豊島区巣鴨４丁目14―15―305
破産者　高島　弘之
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６２７号
東京都足立区綾瀬２丁目24―４―301
破産者　管家連叔こと　李　　連叔
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６４３号
神奈川県川崎市高津区末長３丁目26―23―103
破産者　村尾　　翠
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６６６号
埼玉県さいたま市見沼区大字蓮沼728―404
破産者　北川　文太
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６７３号
東京都世田谷区喜多見５丁目５－２　ルミエールＢ棟102
破産者　滝澤　菜樹（旧姓千葉）
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７１号
東京都港区六本木５丁目11―38―104
破産者　菊地　忠男
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８５６号
東京都品川区南大井１丁目16―10
破産者　稲葉　一雄
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７６０号
東京都品川区北品川１丁目３番５号
破産者　株式会社ラボ・システム（旧商号株式会社ミットネット）
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０８７６号
東京都台東区寿２丁目10番16号
破産者　株式会社Ｔ―ＧＡＴＥ
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０８７７号
東京都立川市曙町２丁目30―３―402
破産者　山崎　武志
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０９５５号
埼玉県北足立郡伊奈町栄５丁目97―10
破産者　古矢　博一
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０９５６号
埼玉県北足立郡伊奈町栄５丁目97―10
破産者　古矢吉代美
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部